

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

## 消費貸借契約書に係る印紙税の 非課税措置について

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となります。

### 特定事業者とは

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。

### 非課税措置の対象となる消費貸借契約書

- 特定事業者に対して、公的貸付機関等<sup>※1</sup>又は金融機関<sup>※2</sup>が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書

※1 公的貸付機関等とは、地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。

※2 金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。

## 還付申請の手続

- 印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出(※)し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

※ 提出の際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。

※ 過誤納となった契約書等(原本)を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類(原本)を提出する必要があります。

※ 契約書等の原本が金融機関等に保管されている場合や、過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類の発行については、借入先の金融機関等にお問合せください。

※ 「印紙税過誤納確認申請書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

## 「印紙税過誤納確認申請書」の記載要領

印紙税過誤納 確認申請書 充当請求

整理番号 6 L 2 0 1 6

「消費貸借に関する契約書」と記載してください。

提出先(税務署)は、申請書(請求書の住所)を所轄する税務署ではない場合がありますので、ご自身お住まいの市区町村の「税務事項」を必ずご確認ください。

その契約書の実際の名称を記載してください。

過誤納となった理由として、「新型コロナウイルスに係る非課税」と記載してください。

その契約書に貼付した収入印紙の金額を記載してください。

その契約書の日付(作成日)を記載してください。

還付金を受け取る者(申請者)の口座情報を記載してください。

区分	文書の種類	物件名	文書の名称又は呼称	納付税額	過誤納となつた理由
1	消費貸借に関する契約書	金銭借用証書		10000	新型コロナウイルスに係る非課税
2					
3					
4					
合計(数量及び過誤納税額)				1	10000
充 当 請 求 金 額					
還 付 金 額					10000

右記充当請求金額は、令和 年 月 日付の印紙税納付済使用用途(印紙税納付済使用用途に記載した印紙税相当額)に充当してください。

還付を受けようとする金融機関

普通 1234567

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁 検索 手続の詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>

